亀山市告示第１７０号

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１０月２１日

亀山市長　　櫻　井　義　之

亀山市経営開始資金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市経営開始資金交付要綱（令和８年亀山市告示第１４９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

（３）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（資金の額等） 第３条　交付する資金の額及び交付期間は、国実施要綱１別記２の第５の２の（２）及び国実施要綱２別記１の第５の２の（２）に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。 ［項を削る。］	（資金の額等） 第３条　交付する資金の額は、１月につき１２万５，０００円とする。 ２　夫婦で農業を経営する場合における前項の規定の適用については、同項中「１２万５，０００円」とあるのは、「１８万７，５００円」とする。

２　［略］	３　［略］
［条を削る。］	（交付期間） 第４条　資金の交付期間は、国実施要綱１別記２の第５の２の（２）及び国実施要綱２別記１の第５の２の（２）に定めるとおりとする。
（青年等就農計画等の承認申請） 第４条　資金の交付を受けようとする者（次条第１項及び第１１条において「申請者」という。）は、青年等就農計画等（変更）承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。	（青年等就農計画等の承認申請） 第５条　資金の交付を受けようとする者（次条第１項及び第１２条において「申請者」という。）は、青年等就農計画等（変更）承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。
（青年等就農計画等の承認） 第５条　［略］	（青年等就農計画等の承認） 第６条　［略］
（青年等就農計画等の変更） 第６条　［略］	（青年等就農計画等の変更） 第７条　［略］
（資金の交付申請） 第７条　第５条第１項の規定による承認を受けた者（次条において「交付対象者」という。）は、経営開始資金交付申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に資金の交付を申請するものとする。	（資金の交付申請） 第８条　第６条第１項の規定による承認を受けた者（次条において「交付対象者」という。）は、経営開始資金交付申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に資金の交付を申請するものとする。
（資金の交付決定） 第８条　［略］	（資金の交付決定） 第９条　［略］
（交付の条件）	（交付の条件）

第９条　市長は、前条の規定による決定に次に掲げる条件を付するものとする。 （１）　［略］ （２）　第１１条に規定する必要な事項の報告又は現地への立入調査に協力すること。 （資金の交付請求） 第１０条　第８条の規定による決定を受けた者は、経営開始資金交付請求書（様式第５号）により市長が定める日までに市長に資金の交付を請求するものとする。 （立入調査等） 第１１条　［略］ （その他） 第１２条　［略］	第１０条　市長は、前条の規定による決定に次に掲げる条件を付するものとする。 （１）　［略］ （２）　第１２条に規定する必要な事項の報告又は現地への立入調査に協力すること。 （資金の交付請求） 第１１条　第９条の規定による決定を受けた者は、経営開始資金交付請求書（様式第５号）により市長が定める日までに市長に資金の交付を請求するものとする。 （立入調査等） 第１２条　［略］ （その他） 第１３条　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

様式第１号中「（第５条、第７条関係）」を「（第４条、第６条関係）」に、「第５条（第７条において準用する第５条）」を「第４条（第６条において準用する第４条）」に改める。

様式第２号中「（第６条、第７条関係）」を「（第５条、第６条関係）」に、「第６条第１項（第７条において準用する第６条第１項）」を「第５条第１項（第６条において準用する第５条第１項）」に改める。

様式第３号中「（第８条関係）」を「（第７条関係）」に、「第８条」を「第７条」に改める。

様式第４号中「（第９条関係）」を「（第８条関係）」に、「第９条」を「第８条」に、「第１２条」を「第１１条」に改める。

様式第５号中「（第１１条関係）」を「（第１０条関係）」に、「第１１条」を

「第１０条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市経営開始資金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和８年４月２５日以後の期間に係る亀山市経営開始資金（以下「資金」という。）の交付について適用し、同日前の期間に係る資金の交付については、なお従前の例による。

（内払）

２　新要綱の規定を適用する場合においては、改正前の亀山市経営開始資金交付要綱の規定に基づいて交付された資金は、新要綱の規定による資金の内払とみなす。